

「道の駅」ゆうひパーク浜田における事業者選定支援等アドバイザー業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和5年7月

浜 田 市

1 業務の目的

「道の駅」ゆうひパーク浜田（以下、「ゆうひパーク浜田」という。）は、国道9号バイパスである自動車専用道路沿いに位置し、平成6年7月に民間主導型の第3セクターによる全国でも数少ない民設民営の「道の駅」としてオープンした。ゆうひパーク浜田は、石見地域の観光ゲートウェイとしての活用や道路利用者や周辺住民の広域的な防災拠点としての活用も期待できるなど、浜田市にとって公益性の高い重要な施設と位置付けている。

その後約30年が経過し、入り込み客や売り上げの減少などにより厳しい経営環境が続く中、第三セクターは施設譲渡を決断、筆頭株主である浜田市に買取の要望があった。市ではこれを受け入れることとし、令和5年4月、施設を取得した上で現第3セクターによる公設民営の「道の駅」として再出発したところである。

全国の多くの「道の駅」が、市町村が設置者となり指定管理者制度による管理運営を行っているが、令和4年5月に「道の駅」登録・案内要綱の当面の運用方針が一部変更され、「道の駅」の設置者となる市町村に代わり得る公的な団体に、市町村の公的関与を条件に民間事業者を加えられた。浜田市は、この制度改正に則り、令和8年4月以降においては、公募により選定した民間事業者を設置者とした上で、市所有「道の駅」施設を貸付け、民間事業者の自由な発想で運営できる「道の駅」を目指すこととし、令和5年5月に「道の駅」ゆうひパーク浜田リニューアル基本方針を定めた。

本業務は、こうした背景を踏まえ、ゆうひパーク浜田を新たに運営する民間事業者を選定するための公募型プロポーザルの実施及び選定された事業者との基本協定締結までの支援を目的としたアドバイザー業務とする。公募による事業者選定にあたっては、民間事業者が主体的かつ積極的に資金、経営的能力及び技術的能力を活用し、事業発案・計画段階から実施・運営までを本市へ提案できる環境を整えるよう努めることとする。加えて、その公募準備から選定された事業者との基本協定締結の間、財務・経営、技術等専門的知識の提供及び事業者選定に係る一連の支援業務を行うこととする。

2 業務の概要

(1) 業務名

「道の駅」ゆうひパーク浜田における事業者選定支援等アドバイザー業務委託

(2) 委託業務の内容

別紙「「道の駅」ゆうひパーク浜田における事業者選定支援等アドバイザー業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 委託料上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

(5) 予算執行

この契約は債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における受注金額の支払限度額の割合は次のとおりとする。ただし、予算上の都合その他必要がある時は、変更することがある。

	令和5年度	令和6年度
支払限度額	0%	100%

3 対象地の概要

所在地	島根県浜田市原井町 1203 番地 1
都市計画	白地地域
施設	店舗・事務所 (2,501 m ²)、駐車場 (8,660 m ²)、トイレ (181 m ²)、配電室 (48 m ²)
敷地面積	14,500 m ²
占用面積	3,751 m ²
駐車台数	176 台 (普通車 156 台、大型車 16 台、身障者用 4 台)
トイレ	43 基
その他	ゆうひ公園 (25,153.9 m ² 、レクリエーションゾーン・展望広場ゾーン)

<位置図>



4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成 17 年浜田市告示第 118 号）第 5 条第 2 項の有資格者名簿のうち分類「役務」の大分類「企画・制作」の「アンケート・計画策定」に登録されている者。
* 参加の意向があつて現在、有資格者名簿に登録がない場合は、「記 15 担当課の名称及び連絡先」に事前に連絡すれば、臨時で浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査の対象とする。そのうえで、あらかじめ島根県電子調達システムから電子申請を行い、必要書類を令和 5 年 7 月 10 日（月）までに郵送すること（当日消印有効）。また、島根県電子調達システムからの申請にあたっては、申請先は浜田市のみを選択すること。
- (3) 公告（募集開始）の日（令和 5 年 7 月 4 日）において、浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成 17 年浜田市告示第 118 号）第 13 条第 3 項において準用する浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 17 年浜田市告示第 9 号）に基づく指名停止の期間にない者。
- (4) 過去 2 年以内で国・地方公共団体から発注され完了した公共施設等（ハコモノ）の PPP/PFI 官民連携導入可能性調査や民間事業協力者選定準備アドバイザー支援、公営企業会計アドバイザー等の実績があること。契約金額を問わない。

5 スケジュール

No.	項目	実施日	備考
1	参加事業者の募集開始	令和 5 年 7 月 4 日（火）	ホームページ公開
2	質問書受付期限 ※随時回答	令和 5 年 7 月 4 日（火）～ 令和 5 年 7 月 13 日（木）午後 5 時	電子メールによる
3	参加表明書等提出期限	令和 5 年 7 月 27 日（木）正午まで	持参又は郵送 ※正午必着
4	参加資格確認結果通知	令和 5 年 8 月 2 日（水）	電子メールで送付
5	企画提案書等提出期限	令和 5 年 8 月 21 日（月）正午まで	持参又は郵送 ※正午必着
6	審査開催通知	令和 5 年 8 月 25 日（金）	電子メールで送付
7	プレゼンテーション審査	令和 5 年 8 月 31 日（木）（予定）	
8	選定結果通知	令和 5 年 9 月 7 日（木）	
9	契約手続	令和 5 年 9 月中旬	

※日程については、あくまで予定であり、変更となる場合があります。

6 公募書類等の入手方法

企画提案書様式等については次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和5年7月4日（火）から令和5年8月21日（月）まで

(2) 資料配布方法

浜田市ホームページより必要書類をダウンロードすることにより配布する。

※窓口又は郵送等での配付は行わない。

7 参加手続等について

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次により参加表明書を提出すること。

(1) 参加申込

ア 提出期限 令和5年7月27日（木）正午必着

イ 提出方法 持参又は郵送すること。ただし、郵送については、提出期限までに到着したものに限り。

ウ 提出場所 〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

浜田市商工労働課事業支援係

エ 提出書類（各1部） ・公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1号）

・事業者概要書（様式第2号）

(2) 資格要件の確認

参加表明書を受理した場合、申込者の資格要件を確認し、確認結果を令和5年8月2日（水）までに申込者へ電子メールで通知するとともに、提案資格を有するものに対し、提案書の提出を依頼する。

8 質問の受付及び回答

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第3号）により提出すること。

(1) 提出期限 令和5年7月13日（木）午後5時

(2) 提出方法 電子メールで提出すること。提出の際、必ず送信の旨を電話連絡すること。

(3) 電子メールアドレス shoko@city.hamada.lg.jp

(4) 回答方法 質問の要旨と回答は、浜田市ホームページに掲載する。（質問者名は非公表）

ただし、ホームページに掲載することで、質問者に不利益が生じる恐れがある場合は、質問者にのみメールで回答する。

9 企画提案書等の提出

提案資格を有すると認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、企画提案書の提出は1者につき1件とする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第4号）

イ 企画提案書（任意様式）

- ・業務実施にあたっての基本的な取組方針について記載すること。
- ・仕様書の業務内容に掲げる以下の項目について、業務実施上のポイントと具体的な取組内容、業務の進め方等を記載すること。

項目① 「事業スケジュールの構築」

項目② 「市民及び道の駅利用者へのニーズ調査」

項目③ 「サウンディング型市場調査」

- ・市民及び道の駅利用者へのニーズ調査の実施にあたって、調査手法やサンプル数その他必要と考えられる事項について、提案額の範囲内で実施可能な内容を提案書に記載すること。
- ・仕様書に定める業務内容以外に独自に提案できる事項（より効果的な情報収集や業務遂行のための工夫等）がある場合には、その内容を記載すること。

ウ 業務実施体制表（様式第5号）

エ 業務実績調書（様式第6号）

- ・過去2年間で実施した本業務と同種又は類似の業務実績があれば提出すること。

オ 業務責任者、業務主任等業務を担当する者の雇用関係を証明する書面（健康保険証等、番号等特定に係る部分は塗消ししてもよい）と資格証明書の写し

カ 見積書（任意様式）

- ・見積書には内訳書を添付すること。
- ・見積限度額は20,000,000円（税込）とする。これを超える金額での提案は認められないので注意すること。

(2) 提出部数 10部（ただし、企画提案書提出届及び見積書は1部）

(3) 提出期限 令和5年8月21日（月）正午必着

(4) 提出方法 持参又は郵送すること。ただし、郵送については、提出期限までに到着したものに限る。

(5) 提出場所 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地
浜田市商工労働課事業支援係

(6) 留意事項 提出期限後における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

10 企画提案書等のプロポーザル審査（プレゼンテーション）

(1) 実施日 令和5年8月31日（木）（予定） ※詳細については別途通知する。

(2) 実施方法 対面形式にて実施する。

(3) 場所 浜田市役所（予定）

(4) 出席者 プレゼンテーションに出席できる者は、最大3名までとする。

- (5) 実施内容 ア プレゼンテーションは、提案説明を 20 分以内で行い、その後、質疑応答を 20 分以内で行う。
- イ 提案説明は、提出済みの企画提案書をもとに行い、その内容を逸脱しないこと。
- (6) その他 ア プレゼンテーションでのパワーポイントの使用を可とする。その際、必要となるプロジェクター、スクリーン、プロジェクター用コードの機器は本市にて準備する。
- イ プレゼンテーションは非公開で実施する。

11 審査及び選考

(1) 審査・選考方法

「道の駅」ゆうひパーク浜田における事業者選定支援等アドバイザー業務委託事業者選定審査会」(以下「選定審査会」という。)が別紙「評価基準表」に基づいて審査し、最優秀提案者(委託候補者)の選考を行う。

ただし、参加者が7者以上の場合は、選定審査会において書類審査を実施し、6者以下に選考しプロポーザル審査を実施する。なお、参加者が1者の場合でもプロポーザル審査を行い、要件を満たしている場合にのみ委託候補者とする。

(2) 審査結果

審査結果については、電子メール及び郵送により参加者全員へ通知する。また、市ホームページで、①最優秀提案者名(委託候補者名)、②評価順位(最優秀提案者以外の者は仮名で公表)、③評価点について公表する。

(3) 異議申し立て

審査結果については、いかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しない場合
- (2) プロポーザルの実施要領等に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- (4) 選定結果に影響を及ぼす不正行為を行った場合
- (5) その他不相当と認められた場合

13 契約方法

本プロポーザル審査結果により決定した委託候補者と協議し、市と委託候補者の両者が合意に至った後、業務委託契約を締結する。また、委託候補者との協議において、合意に至らなかった場合は、委託候補次点者との協議を行う。ただし、契約締結後であっても、

不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は契約を解除する。

14 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルへの参加にかかる一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 本業務における成果品に関する著作権等、一切の権利は浜田市に帰属するものとする。
- (4) 参加表明書提出以降にプロポーザルへの参加を辞退するときは、速やかに参加辞退届（任意様式）を担当課へ提出すること。
- (5) 提出書類は、浜田市情報公開条例（平成 17 年浜田市条例第 20 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (6) 提出書類は、提案資格の確認及び受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (7) 提出書類は、本プロポーザルが中止になった場合を除き、返却しない。

15 担当課の名称及び連絡先

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

浜田市商工労働課事業支援係 担当：田倉

TEL 0855-25-9501

FAX 0855-23-4040

電子メールアドレス shoko@city.hamada.lg.jp